

平成24年度 教育懇談会記録

総合司会 北出 旭

○司会（北出理事）

皆様、こんばんは。私は、本日の司会を務めます 旭川市PTA連合会理事 旭川市立旭川第三小学校PTAの「北出 旭」と申します。よろしくお願いいたします。

ただ今より、教育懇談会を開会いたします。まず初めに、主催者を代表して、旭川市PTA連合会会長 小山英明よりご挨拶を申し上げます。

○小山会長

皆さん今晚は。本日の懇談会には、旭川市内すべての小中学校の皆様にご参加をいただきました。また、旭川市教育委員会学校教育部長 鈴木義幸様、社会教育部長 河合伸子様、旭川市子育て支援部長 倉知隆之様をはじめ、各担当の皆様にご出席をいただきまして、本日の教育懇談会を開催できますことを、心よりお礼申し上げます。

本日の教育懇談会は、ただ単に、学校の施設を直してほしい、新しくしてほしい、とかいうことだけではなく、旭川の子供達のために、私どもPTAと旭川市、そして旭川市教育委員会とが一緒に何かをできないだろうか、何をすべきなのか、何をしていくべきなのかを考える、そんなような教育懇談会になればいいなという風に思っております。本日は、各ブロックを代表しまして常任理事の皆様にご質問をしていただくことになっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、限られた時間ではありますが、教育懇談会が実りあるものとなりますよう、皆様のご協力をお願いいたしまして私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（北出理事）

つづきまして、教育長に代わりまして、旭川市教育委員会 学校教育部長 鈴木義幸様よりご挨拶をいただきます。

○鈴木学校教育部長

こんばんは。本日、教育長は所用で欠席しておりますので、私の方から一言ご挨拶申し上げます。本日、旭川市PTA連合会主催による教育懇談会が、このように盛大に開催されますことを心からお喜び申し上げます。この懇談会に参加されている皆様には、日頃から単位PTAとして、学年活動、学級活動、あるいは地域活動、また連合会として、子供達の健全育成に、地域づくりにご尽力をいただいておりますことに対し、心より敬意を表する次第でございます。

近年、社会はますます複雑化・多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、子ども達を健やかに育むためには、学校・地域・家庭が連携・協力し、社会全体で教育に取り組むことが一番重要になってきております。そのため、学校の運営におきましては、学校の方針や教育活動が地域に伝わり理解されると共に、家庭や地域の思いが学校に伝わ

り生かされるなど、学校と家庭、地域の協力態勢の構築が必要とされているのでございます。

この学校と家庭・地域の架け橋となり得る組織がまさにPTAでございます。地域に開かれた学校は、子ども達に豊かな教育活動の場を提供するだけでなく、父母や地域住民にとっても生涯学習の場、その成果を活用する場としても期待されているところでございます。

教育懇談会は、次代を担う子ども達の健やかな成長を願って、日々活動されている全市のPTAの皆さんが検討を重ねられまとめられたご意見をもとに行われると伺っております。皆様の貴重なご意見、ご要望、さらにはご提言を真摯に受け止めつつ、学校運営に期待し、子育て支援に関して様々な各種施策を推し進め本市の教育充実に努めてまいりたいと考えております。

終わりになりますが、本市の教育行政の推進にあたり、今後とも協力を賜りますようお願いを申し上げますと共に、旭川市PTA連合会のみならずのご発展と関係各位の皆様のご健勝を祈念しましてご挨拶とさせていただきます。

○司会（北出理事）

ありがとうございました。

次に、本日ご臨席賜りました旭川市・市教育委員会の方々と旭川市PTA連合会理事旭川市立東光小学校PTAの「佐藤麻里子」よりご紹介させていただきます。

○佐藤理事

本日、教育懇談会のためにご出席いただきました、旭川市及び旭川市教育委員会の皆様をご紹介いたします。

学校教育部長「鈴木義幸」様、社会教育部長「河合伸子」様、子育て支援部長「倉知隆之」様、学校教育部次長「須郷智和」様、適正配置担当課長「和田英邦」様、教職員担当課長「高野哲也」様、学校保健課長「門別 好裕」、学務課学務係長「佐瀬英行」様。

以上でございます。

○司会（北出理事）

今、ご紹介させていただいた、出席者のお名前は、皆様のお手元にあるレジュメに載せていますが、一部、間違いがありましたので訂正いたします。学校保健活用の門別好裕様を、学務課学務係長と表記してしまい、大変失礼いたしました。お詫び申し上げます。

それでは、これより教育懇談に入ります。教育懇談の司会は旭川市PTA連合会副会長神居中学校PTA 天野豊秀が行います。

○天野副会長

旭川市PTA連合会副会長 神居中学校PTA 天野豊秀でございます。この後の教育懇談の話し合いにつきまして、司会を務めますので、よろしくお願いいたします。

教育懇談の進行は、「ブロックや全市的な課題」という観点から、各ブロック毎で1つの質問にまとめたものを発表し、それに対しまして、市・市教委よりお答えをいただくという形で進めさせていただきます。

なお、皆様のお手元にあるレジュメに、各ブロックの質問内容を掲載しておりますので、そちらもご覧ください。

それでは、はじめてまいります。まず、東部ブロック、高木常任理事お願いいたします。

○高木常任理事

旭川第五小・桜岡中学校PTA会長の高木です。よろしくお願いいたします。東部ブロックを代表して質問いたします。質問は、キャリア教育の推進についてです。

キャリア教育は、子ども達が将来、社会的・職業的に自立していくために必要となる力を育てるために、重要な役割を担っております。

私の子どもが通っている中学校では、キャリア教育が重視されていて、特に毎年実施している「職場体験学習」は大変充実した内容となっております。関係機関・会社等との綿密な連絡調整等、先生方のご苦労は多いと思いますが、その体験を終えた子どもからは、確かな人間的成長がうかがえ、親としては大変うれしく、この「職場体験学習」の重要性を実感しております。

新聞等では、人間関係を上手く築けない、自己肯定感がもてず将来に希望がもてない、目的が希薄なまま進学・就職するため長続きしない、というような若者の姿が報じられたり、それが「フリーター」や「ニート」問題につながっていると論じられたりしております。

このような問題に対処する意味でも、将来を担う子ども達に、正しい勤労観・職業観を育むキャリア教育を重視していただきたいと考えております。

そこで、二つの質問をさせていただきます。

まず一つ目ですが、市教委としては、このキャリア教育を義務教育にどのように位置づけ、推進されようとしているのかお聞かせください。

二つ目は職場体験学習の充実に関してですが、市教委として、関係機関・会社・事業所等へ何らかの働きかけをされていることがありましたらお聞かせください。もしくは、今後そのような働きかけを行っていくお考えがありましたら、それにつきましてもお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○天野副会長

今の質問は、「キャリア教育の推進について」でした。これに対しまして、教育委員会よりお答えいただきたいと思っております。お願いいたします。

○須郷学校教育部次長

教育指導課長の事務を取り扱っております須郷と申します。私の方から回答させていただきます。この後は座って回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。

キャリア教育につきましては、教育委員会といたしましても大変重要な教育エリアだと考えてございます。実際のところは、特別教育活動とか総合的な教育の時間などで、実際に職場を訪問してですね、キャリア教育を推進しているところでございますが、23年度の状況でお話いたしますと、職場体験を実施している小学校は、55校中13校、24%、中学校は29校中26校、90%となっております。24年度の予定校数では、中学校では29校中29校ということで、100%の実施というところまできているという状況

でございます。続きまして、教育委員会として関係機関、会社、それから事業所等へ何らかの働きかけをしているかという問いに対しましては、年度初めに各学校さんの方から訪問する予定の会社ですとか事業所等を調査させていただいておりまして、各学校が訪問する時期や訪問人数、このことを市教委に報告いただいて、訪問先の方にですね、学校の方から訪問の依頼があった際に対応いただきますようお願いいたしますということで仲立ちをさせている状況でございます。

今後につきましてでございますが、各学校にキャリア教育をいっそう推進するために、中小企業家同友会でありますとかハローワークなどの関係機関と連携いたしまして、発達段階に応じた職場体験活動のあり方等について協議する協議会を設置し、全市的にキャリア教育の推進を図ってまいりたい、そのように考えているところでございます。以上でございます。

○天野副会長

学校教育部次長、須郷様、ご回答ありがとうございました。

東部ブロックを代表して質問された高木常任理事、いまの回答を受けてさらに質問はありますか。

○高木常任理事

よろしいでしょうか。職場体験学習に取り組む時に、その期間とか、例えば1週間とか3日間とか1日とか、そのような具体的な期間に対しては、何か取り決めというか、こういう風にやってくださいとか、そういった方向性というものはあるんでしょうか。

○須郷学校教育部次長

この実施時数については、特に決めはございませんで、各学校の特別活動の総授業時数の中で何時間程度とか何日程度とか、また総合的な学習の時間も年間、小学校・中学校で若干時数は違いますけども、その時数の範囲でどれだけの時数をキャリア教育にさけるかというのは各学校さんになりますので、特に定められてはございません。

○天野副会長

高木常任理事、いかがですか。

○高木常任理事

ありがとうございました。これは要望なんですけども、私どもの見ている限りではですね、キャリアというより職場体験学習に関してはですね、ちょっと歯がゆい言い方なんですけども、一日ですとある意味お客さんになりに行くだけになってしまうんですね。その職場見に行ってきただけで。実際にその仕事を、こういうものだよと、仕事とはこういう厳しいもので、社会に出ると本当に厳しいものだよというところまで、特に中学生には伝えていきたい。そのためには、3日から5日間ぐらい必要だと思っております。まあ、受け入れる側の方も大変だと思いますけれども、それぐらいでやっていく方が、子どもの成長のためにはよろしいのではないかと、希望として述べさせていただきます。

○天野副会長

会場の皆様で、関連した質問をお持ちの方はいらっしゃらないでしょうか。

いらっしゃらないようですので、次の質問の移らせていただきたいと思います。次は、南部ブロックからの質問です。増田常任理事、お願いします。

○増田常任理事

南部ブロック、東栄小学校の増田です。どうぞよろしく申し上げます。

毎年、旭川市教育委員会が主体となって開催される『旭川市小学校体育大会』と『旭川市体力・運動能力優良生徒審査会』に参加する児童・生徒の交通費などに関する質問させていただきます。

今年は、6月に小学校体育大会、9月に体力・運動能力優良生徒審査会が開催されましたが、南部地区の学校は、会場の花咲陸上競技場まで距離があるため、いつも児童や生徒の移動手段で頭を悩ませています。路線バスを利用すると、朝が早く乗り換えもあるので時間的に厳しく、子ども達が競技を行う前に疲れてしまうことが懸念されます。

そのため、児童・生徒の安全を考慮して、ほとんどの学校が貸し切りバスやタクシーなどで送迎しています。その費用は、PTA会計から捻出しているのが現状であります。

ちなみに本校は、去年まで、他の学校と違って参加する児童の保護者の方の車に相乗りして会場まで行っておりました。保護者の方より、事故など何かあった時のことを考えると、正直、精神的な負担が大きいという話があったため、三役会・運営委員会を経て、PTAが主体となって行う「ふれあい祭り」などが収入源となる特別会計より支出して、参加する児童と引率の教員をタクシーで送迎いたしました。

この対応は、来年度以降も継続していきたいと考えておりますので、PTAとしては努力をして行きますが、財源に不安定さがあるため不安が残ります。何とか、安心・安全に子ども達を送迎するために、タクシー等の利用が確実に継続できるようにしたいと考えております。

そこで、このような教育委員会が主体となって行う行事などでは、交通費の一部負担、もしくは、バスで周辺の学校を巡回するなどの配慮を、是非お願いしたいと思います。

旭川市教育委員会のホームページの方をみさせて頂きましたが、大会の開催費の負担や、大会参加を通じて児童の運動能力の向上、陸上競技への関心を高める為の支援をして頂いているとのことが書かれていました。今後も、交通費の一部負担や公共機関による直通バス、もしくはバスでの周辺の学校を巡回するなどの対策を実現していただきたいと思います。このことに関して、市教委の見通しや、今後の方針等についてお考えをお聞かせください。

○天野副会長

今の質問は、体育大会等の交通費助成に関する質問でした。これに対しまして、教育委員会よりお答えをお願いいたします。

○門別学務係長

学校保健課の門別でございます。私の方からお答えさせていただきたいという風に思います。

先ず、旭川市小学校体育大会及び体力・運動能力優良生徒審査会につきましては、児童

生徒の体育振興や心身の育成等を目的に、それぞれ約半世紀に渡って行われてきたもので、今後もこの大会を啓蒙していくことが必要と考えているところでございます。

これら体育大会についてですね、各学校、PTAで様々な工夫やご努力をいただいているところでございますが、それぞれの事業につきましては、小学校の体育大会につきましては旭川市の小学校長会、教頭会、それと旭川市教育委員会が組織する実行委員会が、それと体力運動能力審査会につきましては、学校医及び教育関係者で構成する旭川市学校保健会がそれぞれ運営しておりまして、厳しい財政状況のもとで市からの補助金なども繰り入れながら限られた予算の中で運営していると、まあそういった実態でございますことから、現時点において交通費等の助成については困難であるという風にご理解賜りたいと考えてございます。

○天野副会長

ご回答ありがとうございました。いまの回答に対しまして、さらに追加の質問はありますか。

○増田常任理事

今後、難しいとの見通しでしたが、もし予算等で見直すことがありましたら今のことを考えていただきたいと思います。以上です。

○天野副会長

会場の皆様で、今のことに関連した質問をお持ちの方はいませんか。いないようですので、次の質問に移らせていただきます。続きましては、中央ブロック三井常任理事、お願いします。

○三井常任理事

中央ブロック 北都中学校PTAの三井康雅と申します。本日はよろしく申し上げます。

旭川市立小中学校適正配置計画についてお訪ねします。

この計画は平成17年に策定され、これに基づき、周辺部の学校の何校かが統廃合され、中心部では北都・常盤・聖園中学校が3中学校統合検討会議を経て、統合することが決定し、今日に至っています。この適正配置計画が平成17年度から平成26年度までの10年間の旭川市の指針であります。それ以降の第2次計画となる次の配置計画の策定の予定はあるのでしょうか。

また、過小規模校の解消が最優先とあり、それに続いて小規模校は、その学校の改築時期に適正配置に取り組むこととなっております。現在の旭川市において次なる小中学校の統廃合計画はお持ちでしょうか。

また、この3中学校検討会議において、今後の円滑な適正配置計画実施に向けて何点か留意すべき項目が指摘されました。

旭川市市全体での校区割り変更の検討をすること、長期的な視点に立ち建設用地を確保すること、統廃合の基幹校の設定をすること、早期の検討会議を開催すること、等が報告されています。これらの点は長期的に考え、かつ長時間かかる項目ばかりです。これら

について、今の旭川市のビジョンをお教えてください。

少子化に伴う各学校の学級数の小規模化は児童・生徒にとって、または学校運営面で様々な影響をもたらします。子どもの人生の礎を築く義務教育において、児童・生徒一人一人に対する教育の内容、質や環境が良質で格差がないことが望ましいことは誰もが思うところであります。そのための小中学校の統廃合は致し方ないところであります。

しかし、学校は教師や保護者のためだけに存在するわけではありません。学校そのものが地域の核として、学校・家庭・地域が一体となって築いてきた長い歴史があります。そのことを十分配慮し尊重したうえで、慎重にかつ大胆に計画を進めていただきたいと切にお願いします。以上です。

○天野副会長

ただ今の質問は、小・中学校の適正配置計画に関する内容でしたが、教育委員会より、ご回答をお願いいたします

○和田適正配置担当課長

適正配置担当の和田でございます。ご回答させていただきます。

現行の旭川市立小中学校適正配置計画につきましては、優先的に適正規模化を図る必要があるとしている過小規模校につきましては、既に統廃合を行った学校、それから平成27年度に統合することが決定しております常盤中学校を除きまして、現在11校が残っております。これらの過小規模校につきましては、学校等の力添え、学校等を通じまして教育環境の把握に努めながら地域や保護者との話し合いを継続しているところでございますけれども、現時点では統廃合を決定している学校はない、という状況です。

従いまして、引き続きこれらの学校の適正規模化に向けまして、引き続き努力をいたしますと共に、現計画は26年度までに終了いたしますけれども、27年度以降も是非適正配置計画が必要であると認識しているところでございまして、次期計画の作成にあたりましては、市内中心部3中学校の統合に至る経過等も踏まえまして具体的な策定作業において検討会議で示された留意事項をどのように盛り込むかについて検討を進めていきたいと考えております。

また、今後の統合計画策定につきまして具体的な手法、あるいはスケジュールについて検討していく予定でございますが、ご指摘の通り、検討会議で示されました留意事項は、長期的な指針が必要でありますことから、現在の計画を作成した時のスケジュール手法を前倒しすることも視野に入れながら、子どもさん達にとってより良い教育環境を整えられるように全市的な工期等の見直しも含めて、様々な観点から検討をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○天野副会長

ありがとうございました。三井常任理事、今のご回答に対して追加質問はございますか。

○三井常任理事

校区割りは、検討するというところで考えていいですか。

○和田適正配置担当課長

校区割りでございますけれども、今回の適正配置は平成26年度までの計画となっていて、あと2年後には見直すことになり、いろんな視点があると思うんですけども、繰り返しになりますが、校区の見直しも含めて検討していくということでございますのでよろしくをお願いいたします。

○三井常任理事

何も決まっていないということですね。市の基準もないということですね。検討会議、適正配置策定会議でそれを行うというように考えてよろしいでしょうか。

○和田適正配置担当課長

現計画、平成26年度までの現計画の策定時の例で申し上げさせていただきますと、計画策定時の前年度は有識者による懇談会を開催させていただきました。適正配置はどうあるべきかを検討し、その上で計画案を取りまとめパブリックコメントを経て計画を策定していくと、これは1年前からですね。今回もその手法を取り入れながら実施させていただきたいと思っておりますが、まだ計画については手法等も含めて、今後検討させていただきたいということです。

○三井常任理事

こういう点を十分考慮していただきたいと思っております。ありがとうございました。

○天野副会長

会場の皆様で、関連した質問はございませんでしょうか。ないようですので、次の質問の移らせていただきたいと思います。次の質問ですが、新永ブロック、中川常任理事お願いします。

○中川常任理事

新永ブロックを代表しまして、永山中学校の中川と申します。よろしく申し上げます。

私たち新永ブロックとしましては、信号機等の設置ということで、直接教育員会さんが動くということではないと思うんですが、信号機と横断歩道、標識等の設置について、毎年多くの学校から要望が出ているところであります。しかしながら、なかなか現実には実現していないということがあります。信号機や横断歩道の設置は、児童生徒の安全だけではなく、地域の人々の安全を守ることにもつながりますので、今後も要望を続けていきたいと考えております。

そこで、信号機等の設置がなかなか進まない現状について、「安全確保」の観点から、市教委としてどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

それと、過去に信号機がこうやってついたとか実現にこぎつけたお話を聞いたことがあるんですが、かなり時間と労力といたしますが、いろんな方面からお願いをしないと簡単にはつかないということをお話、聞いております。

そこで、市教委としてはどういう方向で考えておられるのかということについてお聞き

したいと思います。よろしくお願いします。

○天野副会長

今の質問は、通学路安全確保に関する質問でした。教育委員会より、お答えをお願いいたします。

○門別学校保健課長

学校保健課の門別からご答弁させていただきたいと思います。

先ず、通学路の安全確保に関わりまして、通学路の道路管理者は国・道・市の三者ございます。また、信号機や交通規制に伴う標識につきましても、設置につきましても警察署が所管をしているということございまして、各学校から毎年提出いただいている要望書についてはですね、学校保健課の方で取りまとめをさせていただいた後ですね、関係機関に提出させていただいているというところでございます。様々なご要望があげられておりますけれども、関係機関の限られた予算の中で危険の度合い、緊急の度合いの高いところから順番に設置をしているという説明がございましたけれども、なかなか各学校から出されたご要望について叶えられない状況にあるということ、教育委員会としても認識しているところでございます。そうした中で、本年度、全国的な取り組みといたしまして、学校・道路管理者それと警察の合同点検に教育委員会も参加させていただきましてですね。危険度合いなどの情報を共有化させていただいた、今年度初めての取り組みなんですけれども、教育委員会としまして、こうした状況を踏まえつつ、今後も学校・地域の方々にご協力をいただきながら、児童・生徒の安全確保に努めていかなければならないと、改めて感じた次第でございます。

○天野副会長

ご回答ありがとうございました。中川常任理事、いかがでしょうか、ご回答について。

○中川常任理事

最後の方に、答えはないんですが、要するに地域を見て、現場を見て検討していくと、まあ、私たちも考えますが、予算があって実現に向かうということなんです。前に警察に信号機をお願いに行ったことがあります、小学校の役員時代に。で、その時はやっぱり旭川警察署の管轄する予算というのは、旭川から始まって稚内まで全部トータルした中で、一年間の限られた予算の中で、どこが重要だというのを把握した上でないと、なかなか実現しませんということ聞いたことがあるんですけども、そういうことを踏まえた中で、ここ私たち市P連の8ブロックの各ブロックごとに、一番重要というか、どこが危険でということで優先順位をつけていかないと、予算がありますのでね、そういったことを教育委員会の方と地域とが、年一回程度でもいいですから、そういう現場を見ていただけるような機会があって、学校の建物は何年度に予算をつけて改築しますよとかの長期改革があると思うんですけども、こういったものもやっぱりある程度、5年とか10年とかの計画を立てていただいた中で実現に向けて行ってもらった方が、私たち毎年同じ要望をたくさん出していますけども、本当にいつ叶うのかなというのが見えてこないんです。それ

で、ある程度予算の重要度の高いところから、それは各ブロックごとに話し合いをすれば、やっぱり自分のとこだけが先にやってくれということにはならないので、ブロックの中の優先順位、そして市教委さんとしてのバックアップだって、国道だとか道道とか、警察としての信号・横断歩道の設置をお願いするという、そういう優先順位をつけるという会合というか話し合いというか、そういう場が持たればいいのかなと思います。以上です。

○天野副会長

中川常任理事、今のは要望ということによろしいですか。先ほどの質問に、関連した質問をお持ちの方はおられますか。ないようですので、次の質問に移ります。神居ブロックの林常任理事、お願いします。

○林常任理事

神居ブロック、神居中学校PTAの林といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

中学校の保健体育授業で必修となった、武道・ダンス授業について、お聞かせ願いたいと思います。今年度より、中学校保健体育授業で、武道・ダンスが実施されるようになりましたが、指導者の問題、場所の問題、道具の問題等いろいろとあるのではないかと思います。その中で指導者の問題が一番大きいかと思いますが、指導者講習会等を行って、指導者育成を図っているところだと思います。

また、少年団やクラブの指導者・経験者また各種団体の役員の方々に協力をお願いして進めていかなければ難しいなど、たくさんの課題があると思われませんが、現在の旭川市内の中学校の状況はどうなっているのか、次の3点についてお聞かせ願います。

1点目として、武道には柔道、剣道、相撲が入っています。ダンスは「創作ダンス、フォークダンス、現代的なリズムのダンス」となっています。これらの各種目を取り入れる割合はどうなっているのでしょうか。また、女子も武道をしているところなどがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

2点目として、2学期も中間地点ですけれども、どれくらいの学校でこれらの授業が始まっているのかということについてもお聞きしたいと思います。また、学校によって違うのかも知れませんが、授業時間数としてどれくらいを予定しているのか、ということも聞きたいと思います。

最後に指導者の関係です。先生だけでは、どうしても難しいといった場合、地域の指導者や経験者また各種団体の方々に協力をお願いしなければならない状況になると思いますが、そういった場合の謝礼などの金銭的なフォローなどはあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

これは、私自身の感想ですけども、高校時代、寒い体育館で柔道の授業を受けたことを記憶しています。貴重な経験をしたな、とっております。今の子ども達はですね、洗濯するにもいい香りのする柔軟剤を入れたり、おしゃれな子ども達が多くなってきている中、汗臭い柔道着を着て、正座を教えるだけでも価値があると思います。背筋を伸ばした凛とした正座は美しい、かっこいいなと思っております。

ただ、今の子ども達は押しくら饅頭ではないですけども、体をぶつけ合って遊ぶということ自体少なくなってきていると思います。まあゲームの影響等が多分にあるとは思わん

ですけれども、そういった好奇心旺盛な中学生が、力加減、手加減がわかっていないと、大きなケガにつながる心配があるのも確かだと思います。学校の力、教育委員会の力、地域の力を連携させて、実りある武道の授業、ダンスの授業をしていかなければ、せっかくの授業も、痛い、つまらない、武道面白くないとなってしまうのではないかと、こう思っています。

今年もロンドンオリンピックで盛り上がってきましたけれども、4年後のリオデジャネイロオリンピックの柔道種目や武道の全日本選手権大会などを、身近に感じ、応援できるような、そして一番大事な相手を重んじる、礼儀正しい子ども達をたくさん増やすためにバックアップ体制を強力なものにさせていただきようをお願いしたいと思っております。

○天野副会長

今の質問は、中学校における武道・ダンスの授業に関するものでした。教育委員会よりお答え願います。

○須郷教育部次長

教育指導課の須郷の方から回答させていただきます。

必修となりました武道の取り組み状況についてのご質問でございました。全中学校29校中、柔道に取り組む中学校が22校、剣道が7校、相撲を予定していたところがあったんですが今年度取りやめになりまして、今言った柔道・剣道の方に割り振られてございます。また学習形態につきましては、基本的には男女別でやることになっておりますが、学習内容については全て男の子も女の子も同じでございまして、女子も全員武道をやることになってございます。ダンスの内容についてでございますが、現代的なリズムダンス、これが最も多くて8割程度、それから創作ダンス・フォークダンスはその他の2割の中に入っているんですけれども、学校によっては三年間で全てのダンスに取り組むというような、そういう学校もございまして、このダンスについても1・2年生で必修化されたということで、3年生については選択制になってございます。武道につきましても、1・2年につきましても必修化で、3年生につきましても学校選択というようになっております。

次に、授業の開始時期についてのご質問がございました。授業の開始時期につきましては、概ね10月から3月、この期間での実施という予定が各学校から上がってきている状況でございます。一番早い学校さんがこの10月なんですけれども、今月から開始する学校は6校ございます。実施時数について、これも各学年とも平均で10時間程度で、ほぼ足並みがそろっている状況でございます。ダンスの授業につきましては概ね7月から10月にかけて実施される予定となっております。これも各学年とも学校間でそう差はございません。次に外部指導者の関係でございますが、実は今年度、道教委からの求めがございまして、必ず複数の指導者で指導にあたることということになってございます。その内の一人が有段者であることというのが条件でございますので、今、各中学校さんではその有段者が自校にいるのかいないのか、いなければ誰を頼むのかということ、必ず有段者を頼んで頂いて複数態勢で授業を構築していただくということ。当然、有段者がいない学校さんもありますので、そういった場合には外部指導者を活用することになりますけれども、市教委の方では各学校さんの方に、総合的な学習の時間等、等とついてありますので全て

のエリアでオーケーですよ、当初は総合だけの外部講師活用だったのですが、今それを取り払いまして全部オーケーという形で外部講師の謝金を各学校に数万円ですけども配当してございまして、その講師謝礼の中から柔道の指導者への外部講師謝礼も支払うことができるようなそんな状況になってございます。以上でございます。

○天野副会長

ご回答ありがとうございます。林常任理事、追加質問はありますか。

○林 常任理事

特にありません。詳しくご回答いただき、どうもありがとうございました。

○天野副会長

会場の皆様で、これに関連した質問はありませんか。ないようですので次の質問に移らせていただきます。北部ブロック、鈴木常任理事、お願いします。

○鈴木常任理事

北部ブロック、春光小学校PTA、鈴木玲子と申します。よろしく申し上げます。私の方からは、教員の増員及び学習支援員・補助指導員の加配についておたずねいたします。

平成24年度旭川市教育行政方針を見ますと、「小学校1年生の学級に臨時講師を配置すること」「平成25年度からの小学校1・2年生の30人学級化を目指すこと」などが書かれていました。これは、とても良いことですし、ぜひ実現していただきたいと思えます。保護者の立場から見ても、現在の学校の先生方は、とても忙しそうで大変だと感じています。ですから、このように臨時講師を配置したり、教員の負担を軽減したりすることには大いに賛成です。

先日は、全国学力・学習状況調査の結果が公表されましたが、確かな学力の育成は学校にとって最重要の課題でしょうし、保護者にとっても大きな関心事です。道教委では26年度までに全国平均を上回ろうということで、いろいろな取り組みを進めているのですが、これがまた、学校現場に重圧となつてのしかかっているのでは、という心配もおきてきます。子どもの学力を高めるために、学校そして先生の努力・研鑽は大切と思いますが、何と言っても、教員数の充実を図ることが、子ども一人一人へのきめ細やかな指導につながり、子ども達の健やかな成長につながると思えます。

つい最近、また、「いじめ」による自殺問題が全国的に大きく取り扱われました。行政や教育委員会、学校の対応等に厳しい目が注がれましたが、これも、一方的にその責任を追求しているだけでは、今後もこのようなことはなくならないように思います。時代は複雑に変化しています。子どもの実態や困り感も複雑化していますし、保護者の教育観や価値観も多様化していますので、学校現場で一人一人の子どもに接する先生方の苦勞は並大抵のことではないだろうと想像いたします。

昨年の教育懇談会で、学校全体から補助指導員配置の要望が148名なのに対し、実際に配置された57名であること、そして毎年5人程度の増員を予算請求していることをご回答いただきましたが、生徒指導上の対応の上でも教員数が増加すれば解決できること、または軽減できることがたくさんあるのではないかと、強く思っております。

そこで、市教委に次の3点についておたずねしますので、お考えをお聞かせください。

先ず1点目「3年生以上の35人学級についてのこれからの展望について」、2点目「30人学級化についてのこれからの展望について」、3点目、「特別支援学級の定数改善と教員の増員及び補助指導員の配置について」以上です。よろしくお願いいたします。

○天野副会長

ただ今の質問は、学校現場への人員配置に関するものでした。教育委員会よりご回答をお願いいたします。

○高野教職員担当課長

教職員担当課長、高野と申します。私の方から回答させていただきます。ご質問は3点ほどあったと存じあげますが、始めに3年生以上の35人学級についてのこれからの展望ということについてでございます。教職員の配置につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる標準法でございますけれども、こちらの法律に基づきまして各都道府県において基準を定めることとなっております。先に示されました国の教職員定数改善計画案、こちらの方では地域の主体性、つまり都道府県の判断によります。こちらの判断によりまして学年をそれぞれが選択しつつ平成25年度から29年度の5年間で中学校3年生までの35人以下学級を実現するとしておりまして、今後国の財源措置、また法令改正などが加わった場合には、平成25年度から実施される予定となっております。なお、小学校1年生につきましては、平成23年度から国によります措置が講じられ、皆さんご存じであると思っておりますけれども35人学級が既に実現しております他、及び小学校2年生、中学校1年につきましては、北海道教育委員会が実施しております少人数学級実践研究事業、こちらの事業によりまして35人学級が実現する状況となっております。

続きまして2つ目にございました旭川市における30人学級化についてのこれからの展望についてでございます。本市におきましては小学校1年生及び2年生におけます基本的な生活習慣、並びに学習に関する基礎・基本の確実な定着、学校生活への円滑な対応等を図るために、今年度から本市の独自の事業といたしまして、小学校「1・2年生30人学級実践研究資料」、ちょっと長い事業名ですが、こちらの事業を実施しているところでございます。今年度につきましてはあくまでもモデル事業ということでございますが、小学校1年生の30人学級につきまして、高台小学校、旭川小学校、神居東小学校の3校におきましてモデル実施をいたしまして、小学校教諭の免許を有しております市費負担教諭を配置しております。モデル実施校の3校におきましては、30人学級の成果といたしまして、学習・生活面の両方において基礎・基本が早い段階で定着してきている、困り感を抱いた児童など、課題を抱えた児童を的確に把握することができきめ細かな指導ができている、また教員の負担が軽減されている等の効果が見られているところでございます。

また、保護者の方々からも、学級人数が少なくなりますことから、学級が落ち着いたという声も寄せられているところでございます。今後につきましては、翌年度平成25年度は、1年生においては30人学級編制の本格実施、2年生におきましては今年度のモデル校1年生の持ち上がりになります、こちらの3校の継続実施を予定しております。従いましてその翌年度になります平成26年度以降、こちらについては、原則といたしまして

対象校全てにおきまして1・2年生の30人学級編制、こちらを実施していく計画でございます。

最後に特別支援学級の定数改善、並びに教員の増員及び補助指導員の配置についてのおたずねでございます。特別支援学級の定数改善、教員の増員についてですが、教員の配置につきましては先ほどご説明した国の定数改善計画、またそれに基づきます北海道におけます配置基準、こちらにより実施することになりますが、特別支援教育、少人数学級によります教育の重要性、必要性については私どもも十分認識してきていますことから、法改正等の環境整備等も含まして引き続きこういった定数改善につきまして、国及び北海道教育委員会に対し要望してまいりたいと考えております。

次に補助指導員の配置についてでございますが、補助指導員の配置人数につきましては、先ほどお話しもございましたが、毎年、各年度3名から5名ほど増員してきておりまして平成24年度におきましては60名を通常の学級、特別支援学級、通級指導教室の3区分で配置しているところでございます。旭川市学校基本計画におきましては、平成30年度までに配置数を84名とする目標を掲げておりまして、また学校の配置要望数、平成24年度の数値ですと156名という希望が上がってきておりますが、こちらの数字とも未だに大きな開きがありますことから、今後も引き続き配置の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。なお、補助指導員の配置の考え方でございますが、こちらについては各学校に対して児童・生徒についての実態調査を行い、必要に応じて現地調査も行いながら、当該における児童・生徒の個々に対する支援の必要性、こういった度合いを評価しまして、それに教職員の支援体制、こういったものを加味した上で指導員配置の緊急性や優先性を判断して配置しているところでございます。以上、3点につきましてのお答えとさせていただきます。

○天野副会長

ありがとうございます。ただいまの回答に対しまして、鈴木常任理事、追加の質問はありますか。

○鈴木常任理事

今、各学校を訪問されて実態調査をされているとお聞きしましたが、去年と今年は実際に何校に出向いていらっしゃるのでしょうか。

○佐瀬学務係長

学務係長の佐瀬と申しますけれど、私の方から回答させていただこうと思います。学校さんを訪問した数というお尋ねでございますけれども、正確な数については今資料をご用意しておりませんので定かではありませんが、2名一組の2チームで40校程度を、学校さんから出していただいた資料の中身を確認させていただいて、私どもとしてはその中で優先順位を書類の中で見させていただいて、その中で40校ほど確認が必要と考えまして調査をさせていただいたところでございます。

○天野副会長

今のご回答で納得いただけたでしょうか。

○鈴木常任理事

実態とはいうのはわからないのでしょうか。回ってみての様子についてお話しいただけますか。

○佐瀬学務係長

各学校さんで希望を出していただくんですけども、やはり私どもとしても、一人一人のお子さんにきめ細かな指導をしたいという学校さんの意向、状況は理解させていただきました。ただ何分要望が150くらいあって、配置させていただくのは60ということであって、その中で選ばせていただかねばなりませんことから、私どもとしては、例えば補助が必要なお子さんを直接見させていただいたり、あるいは担当の先生からお話を聞くなどして把握に努めさせていただいているところです。

○鈴木常任理事

ありがとうございます。厳しい状態だということ、学校の先生方が大変だという状況を見ていただけたかなと思うんですけども、一つ手段として学生ボランティアの活用ということがあるかと思います。学校に対して学生ボランティアの調査を行っているようですがなかなか希望通りになっていないのが現状と聞いております。そこで、学生ボランティアの活用についてお話しいただけますでしょうか。

○須郷次長

学生ボランティアを担当しているのは指導課なものですから、私の方からお答えさせていただきたいと思います。この学生ボランティアは、教育大学の3・4年生を中心として募集をしているところなんですけど、いかんせん大学の学生さんが授業の合間に学校の方へボランティアとして来ていただく、そういう形になっておりますので、全体数の内の入数が決まっていますので、学校から上がってきても、例えば遠隔地の学校さんであれば、1時間、2時間の空き時間では、到底行って打合せをして指導のボランティアをして帰ってくる、次の授業に間に合わないということになりかねませんので、そういったケースの場合にはその学校さんには行けないという状況になってしまうんですね。そういう関係の中で近郊の学校さんについては、比較的学生ボランティアは配置されていると思うんですけど、遠方の学校についてはなかなか難しいというのが現状でございます。年間およそ150名の、延べ数ですが150名の学生さんが学生ボランティアとして本市の84校に訪問をいただいているという状況でございます。

○鈴木常任理事

ありがとうございました。財政状況は厳しいと思いますが、北部ブロックでも全ての学校から要望が出るほど教員の増員、学習支援員、補助指導員の加配を切に願っております。どうかこの現状を受け止めていただき、各学校からの実態調査や学校訪問されたことをもとに人数を増やすことに全力をあげていただくことをお願いします。どうもありがとうございました。

○天野副会長

ありがとうございました。ただ今の質問に関連して、会場の皆様、何かございませんでしょうか。ないようですので、次の質問に移らせていただきます。

次は、神楽ブロックからの質問です。森崎常任理事、お願いします。

○森崎常任理事

神楽ブロック、神楽中学校PTAの森崎と申します。よろしくお願いします。

それでは、いじめの問題について質問させていただきます。大津市のいじめ問題につきましては、市教育委員会の対応の仕方では波紋を呼んだところでもあります。子どもを亡くした親御さんにとっては言葉に言い尽くせぬ思い、本当につらい日々があると思います。旭川市においても他人事ではございません。旭川市教育委員会として、いじめ問題についてどのような対策を講じているのか、また、いじめの防止について、現在どのような事がなされているか教えて頂きたいと思っております。

○天野副会長

ただ今の質問は、いじめ対策に関するものでした。これにつきまして、教育委員会よりお答えをお願いいたします。

○須郷学校教育部次長

教育指導課の須郷の方から回答させていただきます。その前にですね、先ほど5番のところ、私言葉が足らなくて誤解を招いたら困るなということがありましたので、ちょっと1点補足させてください。有段者とのTTを求められているのは柔道に限ったことでありまして、剣道についてはそのようなスタイルの指導が求められている状況にはございませんので、柔道のみということでご理解いただけたらと思います。

それでは7番のいじめについてのご質問に回答させていただきます。いじめ防止の対策につきましては、やはり未然防止、早期発見、早期対応、この辺のことが重要であると考えておりまして、いじめの未然防止については年2回の「いじめ・非行防止強調月間」というのを設定させていただいております。ここでは未然防止のために各学校の児童会や生徒会が中心となって、例えば「いじめ根絶集会」ですとか「いじめ防止標語コンクール」ですとか、そういった児童・生徒が主体となった活動を展開していただいております。また、早期発見・早期対応につきましては、教育委員会としましては「不登校・いじめ相談室」ですとか、子ども版「市長への手紙」ということでいじめの訴えの窓口を設置しているということになってございます。各学校におきましては、年2回の「いじめアンケート調査」ですとか教育相談を複数回設定いただくなど、いじめ早期発見に学校で積極的に取り組んでいただいているというのが実情でございます。いじめが発見できた際には、学校は組織体としてですね、管理職の先生を含めて関係職員で早期解決に向けて全力で取り組んでいただいている状況でございます。さらに、教育委員会としてということでは、大津の事故から文部科学省の文部科学省内に「いじめ対策チーム」を設置するというようなことを話されていましたが、本市では平成18年度から教育指導課内にですね「いじめ早期対応チーム」というのを組織しておりまして、学校だけで解決が困難な場合にはご依頼いただければこの早期対応チームが学校と連携する中で解決策を一緒に考えさせて

いただく。もっと必要だということになりますと、私どもの「いじめ早期対応チーム」を学校に派遣いたしまして実際に子どもさん達への指導も含めて一緒になってやらせていただくという、そういう取組も現在やらせていただいているところです。以上でございます。

○天野副会長

ご回答ありがとうございます。森崎常任理事、追加質問はありますか。

○森崎常任理事

特にありませんが、教育委員会には子どもを持つ親としての目線で対応していただきたいと思います。それと合わせまして、旭川市豊かな心を育てる連絡協議会、中学校区単位で学校・家庭・地域が一体となった組織、27組織あり、同じく生徒指導協議会というのがありますが、これらの組織が互いに情報を共有し合いながら一体となって地域を含めいじめ防止など諸活動をさらに推進していただければ、さらに住みよい地域ができるのではないかと思います。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○天野副会長

ただ今の質問に関して、何かございませんでしょうか。ないようですので次の質問に移らせていただきます。次の質問が最後になります。西部ブロック、高木常任理事、お願いします。

○高木常任理事

西部ブロックの高木と申します。先ず初めに3つの質問をさせていただいた後、最後に要望という形でうかがいますが、要望につきましても、是非、考え方を示していただきたいと思います。また、質問の中に数字的な問題や時期的なこと等に触れていますので、もし違っていることがありましたら、ご答弁の際ご訂正の上お示しいただきたいと思います。

給食費滞納等にかかわる対策と、公平な保護者負担の確立についてということで、給食について伺います。

児童・生徒においては各学校を問わず、平等な待遇・配食が基本であり、それらを確立・保障するものが、学校給食法に基づく、保護者の給食費負担の義務だと考えております。しかし、長年に渡る給食費の滞納問題は、未納率が下がってきているとはいえ、いまだ解消されていないのが現状だと思います。同様の質問は、昨年も取り上げられておりますが、旭川市は99.52%、道内では2番目に高い収納率であって、全体の総額が13億円で、その0.4%と、非常に少ない額との認識であるとの答弁がございました。

そうした中で、本年4月に行われた共同購入委員会総会では、昨年度は0.52%、約700万円の未納状況との報告だと承知しておりますが、これは認識の違いはあるにせよ、私自身、ひとりの保護者として決して少ない金額ではないと思っておりますし、今後、早期の対策が必要と考えております。

今般、予想されます増税や日々変化する社会環境の中では、現状は低い未納率であっ

ても、将来的な悪循環によって右往左往することのないよう、今の比較的未納率の低い、収納率が高い状況にある段階で、具体的な対策を講じることは、むしろ保護者や市民を含め、受け入れやすい・より理解が得られる好時期ではないかと考えております。

合わせて、滞納者のすべてではないにしても、確信犯的な悪質な保護者も含まれていると聞き及んでいることや、現場先生方のご苦勞は本当に大変なものでございます。短時間で行われている春の家庭訪問でのお願いや、日々の電話での対応、さらには「子ども手当」支給を見計らったの連絡など、もはや学校担当者だけでの対応が、非常に厳しい状況にあることも承知しております。

本来、これら先生方における、この問題に費やされる時間は、児童や生徒のために向けられることが望まれることから、抜本的な対策が急務だと考えております。

その方策の一つとして、言われております「子ども手当」の天引きなどを含め、様々な検討がなされていると思いますが、給食費自体をいわゆる市税などと同等な扱いにするような、納入の義務が明確な会計の確立が求められていると思います。

その上で、現状の学校単位での独立採算的な「私会計」から、市が請求・徴収するような言わば「公会計」に速やかに移行することが、保護者の公平な負担につながり、納入保護者が未納保護者の肩代わりの不公平感は解消され、何より、これまでのお願い徴収方から、より拘束力のある、強い姿に成り得るものと考えております。

また、学年費等の未納問題も現場先生方には、給食費問題よりも深刻だと伺っております。学校単位での取組みの違いもあり、統一的な対策・見解は当懇談会には馴染まないと思いますが、そうしたほかの問題にもいい形での影響も期待できるのではないかと考えております。

一つ目の質問は、こうした給食費における会計の在り方は、22年6月設置の滞納対策本部や、昨年3月の個人情報保護委員会の中でも議論され、その考え方は示されておりますが、今日まで検討されてきた内容と今後の見通しについてお示しいただきたいと思っております。

次に現状の滞納者対策について伺います。滞納保護者への対策は、前述しました給食費の在り方や姿が、「公会計」などに即、移行されれば、さほど危惧しませんが、直近の対策・取組みが難しいとすれば、これまでと同様に未納についての徴収対策は、進めて行くものと考えております。

二つ目の質問は、その対策の一つとして学校保健課が、個人情報保護委員会の中で情報活用が承諾され、滞納者整理表を基に、昨年は約半年間、臨時職員を配置しながら対策を講じられてきたと承知しております。

また、検討された取組みの中で、各学校担当者の負担軽減を考慮し、今後は旭川市長名の督促状の発送、電話による催告等を実施していくとなっております。これはまさに、市が主導する滞納対策のお取組みだと思っておりますが、その成果と今後のお取組みについてお示しいただきたいと思っております。

三つ目に、同様の対策の中で、未納給食費の債権処理について、卒業後、2年を目途に、債権管理すると承知しておりますが、これは2年で徴収対策・行為を終了するという意味なのか、または継続していくものなのかなど、「2年の債権管理」という意味合い

をお示しいただきたいと思います。これら給食費自体は、単年度決算となるのが基本と承知しておりますが、次年度に繰り越されて徴収された未納分についての、処理方についてもお示しいただきたいと思います。

申し上げて参りました給食費滞納等にかかわる問題は、経済的に困窮する保護者は別としても、私共、保護者としてのモラルやその責任・その義務の欠如からなるものと自覚しております。私共保護者としても、この問題については、日常的な保護者間の交流をさらに深め、認識の向上をはかりながら、納入義務の意識を高めて参りたいことを申し上げ、先ずはこの3点についてお示しいただきたいと思います。

○門別学校保健課長

学校保健課から回答させていただきます。

先ず一つ目の質問ということで、滞納対策本部等の議論の中で、今まで検討されてきた内容と今後の見通しということでお答えさせていただきます。給食費未納者につきまして、各学校現場で努力をいただいているところがございますけれども、対策本部での検討に基づきまして、各学校現場で対応し切れないと判断した場合には教育委員会が各学校から滞納者リスト及び整理表と共に報告を受け、対応に当たるとしまして、各学校における滞納の状況を一元的に教育委員会が把握をした上で、教育委員会としても役割の一端を担うことにより、さらにさらなる未納解消に向けた取組を進め学校と教育委員会で連携しながら、教育委員会で督促の文書やチラシを作成して、納入依頼や啓発に努めてきたところがございます。今後の見通しについてでございます。全道的に見て本市の給食費未納率は低いとはいいいながらも、未納の解消には至っていないことから、対策本部の議論をいただきながら未納解消に向けた検討が必要だと考えているところでございます。

次に滞納対策の成果と今後の取組についてでございます。給食費滞納対策として平成23年、ご指摘のあった通り、緊急雇用対策の一環として、給食費滞納整理業務を担うため職員を配置して取り組んできたところでございます。滞納請求業務にあたりましては滞納世帯に対しまして納入依頼や啓発に努めたところでございますが、結果として各学校から報告があった15世帯中1世帯の未納解消にしか至らなかったところございまして、各学校のご負担や滞納対策の厳しさを改めて再認識したところでございます。今後につきましては、学校現場の負担軽減、あるいは対策の一つの手法である法的措置の検討などを含めて滞納対策の先進都市のノウハウなどを参考にしながら対策本部の議論をいただきながら、給食費を納入できるのにも関わらず納入しない保護者の対応として、強い意志をもった対応してまいりたいと考えております。また、奨学給付制度の導入など、引き続き教育委員会として給食費滞納の解消に向けた検討を続けてまいりたいと考えております。

次に、三つ目の2年の債権管理の意味についてでございます。2年の債権管理についてでございますけれども、欠損基準として民法の規定に基づきまして2年を経過に債権を放棄してございます。それと合わせて次年度に繰り越され徴収された未納金の処理についてでございますけれども、次年度に繰り越された未納分として徴収した給食費につきましては過年度給食費として処理いたしまして、当該学校において給食費と共に収入として処理させていただきます。

○天野副会長

ありがとうございます。追加質問はありますか。

○高木常任理事

一つ目の給食費の会計のあり方の議論なんですけど、これは対応策本部の中、あるいは個人情報保護委員会の中で議論されてもう既に1年は経過していると思いますが、その具体的な経過・見通しをうかがっているわけですし、現状はどういった議論になってきているのか、もう少しでそういう方向になり得るのか、もしくは何かハードルが高いものがあるってちょっと議論が止まっているということなのか、そういったことを先ず一つお聞きしたいということと、2つめの具体的な対策について市が市長名をもって督促状を出したり、市が電話をかけたり、そういう具体的な活動を、小学校からリストが挙がってきてそれから動くんだというお話でしたが、これはそういう情報自体は3ヶ月なのか4ヶ月なのか、滞納の時期がですね、「4ヶ月になったら学校さん、教育委員会に報告してください」ということで期間を区切って報告があがっているのか、もしくは1ヶ月滞納したらすぐ委員会にあがって対応をとっていくのか、この辺もあるのかと思いますが、その辺のことと、2年の債権管理、結局は2年で債権を放棄するということなんでしょうか。私はそういう風に受けとったんですが、この辺のことをもう少しわしくおうかがいしたいと思います。

○門別学校保健課長

先ず会計のあり方、先ほどご指摘ありましたけど、私会計と公会計の会計のあり方ということについて、検討してきた経過についてお話をさせていただきます。今現在、私会計で実施をしておりますけども、それを公会計の方に切り替えをしていくこと、ただ公会計にすることにおいてですね、メリットとしては学校の事務負担が軽減されることや保護者の方々の不公平感が発生しないことがあげられます。デメリットとしましては、徴収率が低下するという傾向があること、転校等の際、返金事務が発生した場合に事務的に非常に煩雑なこと等があげられています。しかしながら教育委員会として、やはり徴収率の低下というのが第一に懸念される事案でありますことから、本市の状況を勘案しますと現時点では移行する方針をもつには至っていないということでございます。

それと各学校ですとですね、なかなか徴収が難しいという判断に至ったという場合については、教育委員会に報告をあげていただいて教育委員会が対応するというところまでございましてたけれども、特に期間が1ヶ月だとか3ヶ月、そういう期間的なものは教育委員会としては求めていないところがあります。実態として非常に難しいという世帯について、学校で非常に努力を頂いている中で、そういう結果どうしても難しいという場合に対応するもので特に期間といったものは定めていないところです。それと、2年間の債権管理のお話ですけども、民法の規定に基づいて2年間徴収できなかったものについては債権を放棄しているというのが実態でございます。

○天野副会長

ありがとうございます。高木常任理事、いかがですか。

○高木常任理事

ありがとうございました。全体的にはもう少し質問したいところですが、時間の関係もあるので、最後の要望の点についてお話をさせていただきたいと思います。

最後に、本懇談会につきまして、是非、ご検討頂きたい点がございます。本会議自体は、市P連が主催し、市・教育部の皆さんをお招きし、全小・中の保護者が皆さまに対し、質問やご要望を伺う場となっております。年に一度、教育行政のトップの皆さんと、私共保護者の代表が、一堂に集って意見交換をする・意思疎通をはかるという意味では、大変重要な会議だと思っております。

しかし、限られた時間の中での質問や要望ですので、各学校から上げられてきた中の、本当に代表的な事柄を本日お伺いしただけに過ぎません。小規模校が故の悩みで、授業や見学における交通費負担で保護者は本当に大変なんだという問題も含めて、別紙でご報告申し上げます各学校の要望は、まさに多岐に亘っております。

一方、ややもしますと、質問にもございました「いじめ問題」に端を発し、現教育行政に対します保護者の意識・見方は、より厳しいものとなっております。旭川市も決して例外ではないと思っております。子供たちのため、この二者は決して対立軸にあってはならないものであって、だからこそ、以前にも増した意志の疎通、協力体制が必要だと、私自身強く感じております。

そうした意味も含めて、市・教育部として主催をする、開催する、こうした同様の保護者の意見や対話の機会を作る、認識の一致をはかるなどの努力、そうした姿勢や取り組みを行うことによって、危ぶまれる教育行政への理解や協力が、より強められていくものだと思っております。

具体的に申しますと、各ブロック単位での開催が非常に望まれております。提出しております要望の全てが実現しないまでも、その時々現状や見通しを伝えて頂くだけでも、市教育部・教育行政と保護者との絆は、さらに揺るぎないものとなっていくと確信しております。

いずれに致しましても、こうした会議がもっと有意義な、もっとお互いが知恵を出し合えるような、理解が深め合える様な会議になれば、との思いからでございます。是非この点につきましてご検討頂きたく、お願い申し上げます。

○天野副会長

ただいまの要望を市教委で検討していただくということで、こちら側としては質問として提出していないので、市教委としては回答は用意していないそうなので、今回は要望ということだけで……

○鈴木学校教育部長

いや、考えを受け止めましたので、簡単にお答えさせていただきます。私も各ブロック毎の要望書を見させていただきまして、ブロック毎の学校毎の様々な問題があることがわかります。今お話があったように、PTAと教育委員会が意思疎通、情報交換、協力を図ることがきわめて大事であると思っておりますし、年1回こういう形も大事でございます

すけれども、ブロック毎という実施の仕方についてもぜひ検討させてください。

○天野副会長

わざわざ回答ありがとうございます。高木常任理事、以上でよろしいでしょうか。

予定した各ブロックの質問は以上ですが、全体を通して、何か質問のある方はいらっしゃいますか。もしありましたら、少しの時間ですがとらせていただきたいと思います、ありますでしょうか。

○森崎常任理事

はい。申し訳ありません。先ほど、「いじめ」で一番大事なことを聞くのを忘れておりました。年に2回アンケートをされているということでしたが、その結果を分析されていきましたら、ぜひこの場で教えていただきたいと思います。

○須郷学校教育部長

今データは持ち合わせておりませんが、年間84校から「いじめ」の報告件数としては60件から50件程度上がってきてございます。次の年度に解決を持ち越したというものは1、2件ございますが、翌年には解決してございます。「いじめ」の対応としては、本当に軽い形での仲間はすれでありますとか、身体的接触があるとかという程度のものでありまして、本市においては深刻な状況にあるという報告はいただいている状況にありません。

○天野副会長

よろしいでしょうか。

○森崎常任理事

ありがとうございました。

○天野副会長

他に何かございませんか。

それではないようですので、これで質疑の時間を終わります。ありがとうございました。

○司会（北出理事）

長時間にわたり、ありがとうございました。以上で、教育懇談会を終了いたします。お帰り際には、会場出口で名札を返却されますようお願いいたします。

なお、この後、引き続き懇親会を開催しますので、参加される方は、3階「翡翠の間」に移動をお願いいたします。